
今月のテーマ **老人扶養に関する所得税について**

総務省統計局が発表している資料によれば、今年9月15日現在の日本の総人口は12,671万人です。そのうち70歳以上の人口は2,519万人であり、これは5人に1人が70歳以上という統計になります。こうした現状から、同居・別居を問わず70歳以上の親(老人扶養親族)を扶養するケースも自然と増加傾向にあると言えます。今回は老人扶養スポットを当て、それに関する税務について所得税を中心にご紹介いたします。

1. 老人扶養親族

老人扶養親族とは、その年の合計所得金額が38万円以下で、本人と生計を一にする配偶者以外の70歳以上の親族が該当します。70歳以上であるかの判定は、その年の12月31日時点の年齢で行われます。

(1) 合計所得金額

合計所得金額とは、収入金額から必要経費等を控除した各所得金額の合計金額をいいます。下表は代表的な所得の計算方法を示していますが、2種類以上の所得がある場合はその各所得金額の合計額が38万円以下かどうかで判定することになります。

| 所得の種類 | 所得金額の計算方法 | 所得金額が38万円以下の目安 |
|---------------|---------------|--|
| 給与所得 | 給与収入-給与所得控除 | 給与収入が103万円以下 |
| 不動産所得 | 不動産収入-必要経費 | 不動産収入-必要経費が38万円以下 |
| 雑所得 (公的年金) | 年金受給額-公的年金等控除 | 65歳以上・・・年金受給額が158万円以下 65歳未満・・・年金受給額が108万円以下 |

(2) 生計を一にする

生計を一にするというのは、同じ“財布”で生活している状態を言いますので、同居か別居かは問われません。別居していても仕送りにより生活していれば生計を一にしていますし、同居していても別々の“財布”で生活していれば生計を一にしているとは認められません。

2. 扶養控除

老人扶養親族がいる場合、通常の扶養親族よりも控除額が加算されます。上記1(2)の生計を一にすると違い、ここでは同居か別居の違いで所得控除額に差がありますので注意が必要です。

同居か別居かを判断するに際しては、例えば病気の治療のため入院している場合で結果的に1年以上といった長期にわたる入院期間となっても同居に該当します。しかし、老人ホーム等へ入所している場合は、その老人ホーム等が生活の拠点となるため同居しているとは認められず、別居扱いとなります。

| 区分 | | 所得控除額 |
|---------|----|-------|
| 一般の扶養親族 | | 38万円 |
| 老人扶養親族 | 同居 | 58万円 |
| | 別居 | 48万円 |

3. 障害者控除と要介護認定の関係

障害者控除とは、配偶者控除や扶養控除の対象となる方が、所得税法に定められた8種類の障害状態になった場合に適用される所得控除をいいます。この8種類の中に、精神又は身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、その障害の程度について市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人を障害者控除の対象とするというのがあります。

この認定は、介護保険法の要介護認定と同一でないという点に注意が必要です。身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、障害者控除対象者認定を受けていれば障害者控除の適用があります。ちなみに障害者控除対象者認定の審査基準は地域によって異なる場合がありますので、申請の際に役所への確認をお勧めします。

なお、障害者控除と上記の扶養控除は重複と適用できます。

| 区分 | 所得控除額 | |
|-------|-------|------|
| 障害者 | 27万円 | |
| 特別障害者 | 同居 | 75万円 |
| | 別居 | 40万円 |

例 同居している特別障害者がいる場合
 扶養控除・・・58万円
 障害者控除・・・75万円
 合計 133万円の所得控除が受けられます。